

目	次	ページ
告	示	
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課) (第378号)	2
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課) (第379号)	4
○ 名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更認可	(住都・市街地整備課) (第380号)	6
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	(健福・介護保険課) (第381号)	7
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止	(健福・介護保険課) (第382号)	8
○ 名古屋市議会定例会の招集について	(総務・総務) (第383号)	9
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課) (第384号)	10
○ 告示の訂正について	(緑土・道路利活用課) (第385号)	13
○ 使用料の徴収事務の委託について	(健福・介護保険課) (第386号)	14
上 下 水 道 局 告 示		
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第7号)	15
公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	17
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	21
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告	(住都・建築指導課)	24
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	25

名古屋市告示第378号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和元年11月11日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和元年11月11日

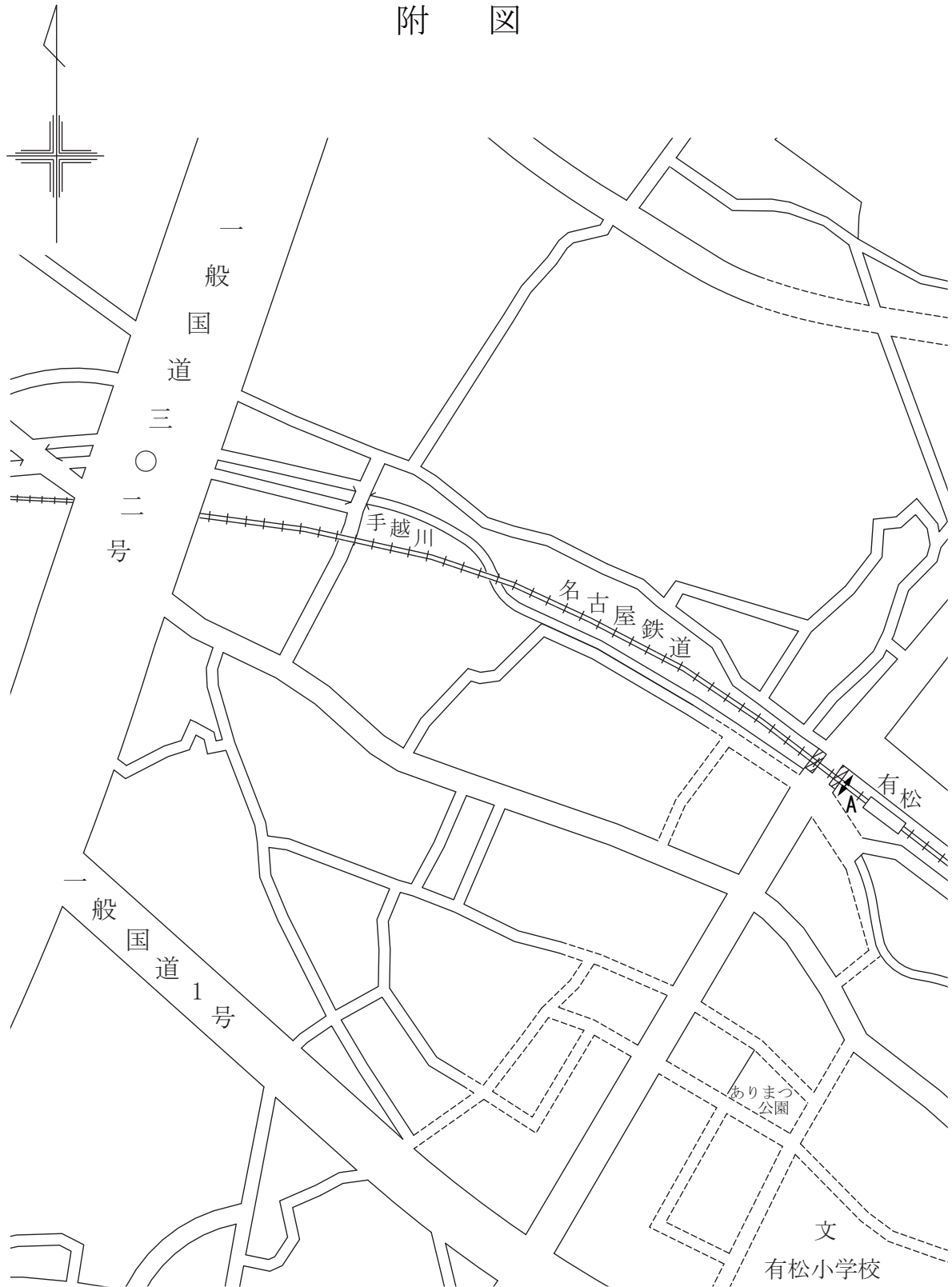
名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更及び供用開始

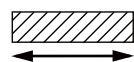
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
県道	A	新田名古屋線	名古屋市緑区有松2010番地 先から	前	0.010	11.10	附 図
			名古屋市緑区有松2010番地 先まで	後	0.010	20.00	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

名古屋市告示第379号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和元年11月11日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和元年11月11日

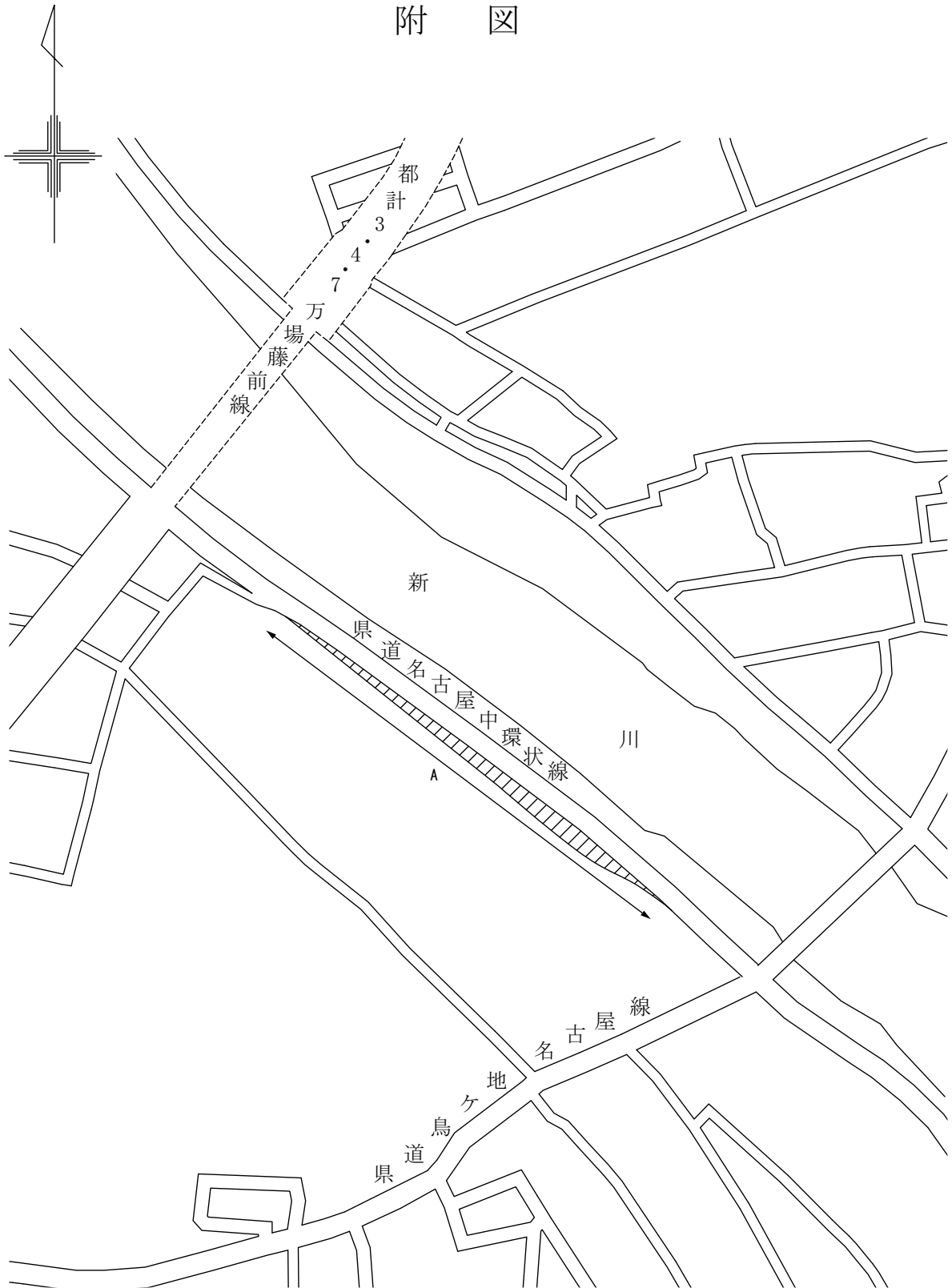
名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更及び供用開始

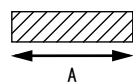
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
県道	A	名古屋中環状線	名古屋市市中川区江松三丁目1208番の1地先から	前	0.294	平均 7.72	附 図
			名古屋市港区船頭場一丁目118番地先まで	後	0.294	6.40 ～ 15.65	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

名古屋市告示第 380 号

名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同条第 2 項において準用する同法第21条第 6 項の規定により、名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課において午前 8 時45分から午後 5 時15分まで公衆の縦覧に供します。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

令和元年11月13日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市上志段味特定土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市守山区大字上志段味字深田 800 番地
- 3 設立認可の年月日
平成 5 年 9 月 9 日
- 4 変更の内容
補助金を増額し保留地処分金を減額する資金計画（収入）の変更を行う。
- 5 変更認可の年月日
令和元年11月13日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 381号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年11月13日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ソラスト	グループホーム ソラスト 白金	名古屋市昭和区 白金一丁目20番 3号	令和元年 10月 1日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 382号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和元年11月13日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月 日	サービスの種類
医療法人福友会	グループホーム守山寿	名古屋市守山区 川西一丁目 316 番地	令和元年 9月30日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護
株式会社ケア ネット・ジャ パン	ケアネットホ ーム白金	名古屋市昭和区 白金一丁目20番 3号	令和元年 9月30日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第383号

名古屋市議会定例会の招集について

令和元年11月20日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

令和元年11月13日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第 384号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和元年11月14日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

庄内緑地	西区山田町大字上小田井字水方、字赤池、字東古川、字敷地、字大割、字文衛前、字西古川、字中島、字由池、字宮前、字川瀬先、大字中小田井字東野方、字野方、字東未新田、字中野方、字五反畑、字西蒲、字未新田、字三番割、字重畑、字内畑、字三右エ門裏、字大縄場、字高畑、字堤北下レ、字川下レ、字	図面西90の9の区域	昭和61年 4月 1日
------	--	------------	-------------

	西堤、字伊勢林、字寺野、字池畑、字下見取、字北河原、字芳池、字東出、字高土井、字藤島、字拾町、字元屋敷、字西河原、字蒲割、字蒲、字大根畑、字西川原	
--	---	--

」

を

「

庄内緑地	西区山田町大字上小田井字水方、字赤池、字東古川、字敷地、字大割、字文衛前、字西古川、字中島、字由池、字宮前、字川瀬先、大字中小田井字東野方、字野方、字東未新田、字中野方、字五反畑、字西蒲、字未新田、字三番割、字重畑、字内畑、字三右エ門裏、字大縄場、字高畑、字堤北下レ、字川下レ、字西堤、字伊勢林、字寺野、字池畑、字下見取、字北河原、字芳池、字東出、字高土井、字藤	図面西90の10の区域	昭和61年 4月 1日
------	---	-------------	-------------

	島、字拾町、字元屋敷、 字西河原、字蒲割、字 蒲、字大根畑、字西川 原		
--	--	--	--

」

に改めます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第385号

告示の訂正について

昭和22年名古屋市告示第144号の一部を次のように訂正します。

令和元年11月15日

名古屋市長 河 村 た か し

昭和22年名古屋市告示第144号「認定の分」の表中、「同第7号線」の終点地先地番の欄を「同区同町5丁目1387番の2」に、「鳴尾南北第8号線」の終点地先地番の欄を「南区源兵衛町3丁目1577番の2」に、「同第9号線」の終点地先地番の欄を「同区同町3丁目1592番の1」に、「同第10号線」の終点地先地番の欄を「同区同町2丁目1605番の3」に訂正する。

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

名古屋市告示第 386号

使用料の徴収事務の委託について

名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）第 5条第 1項第 2号に規定する使用料の徴収について、次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 2項の規定により告示します。

令和元年11月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

施設の名称	相手方
名古屋市きよすみ荘	名古屋市北区金城町 4丁目56番地 特定非営利活動法人かくれんぼ

2 委託期間 令和 2年 4月 1日から令和12年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市上下水道局告示第7号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和元年11月15日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月14日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和元年12月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
港区	油屋町	4丁目	一部	港区宝神四丁目 名古屋市上下水道局 宝神水処理センター

3 供用を開始する排水施設の位置

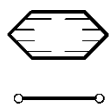
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	港区
分流式	

排水施設の位置図

港区（合流式）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年11月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

栄ビル

名古屋市中区栄三丁目 401番 ほか 8筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
栄開発(株)	代表取締役 京増 明	名古屋市中 区栄三丁目 4番 5号	変更なし	代表取締役 黒野 友之	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	栄開発(株)	代表取締役 京増 明	名古屋市中 区栄三丁目 4番 5号	変更なし	代表取締役 黒野 友之	変更なし	令和 元年 6月 21日
2	—	—	—	(有)都路里	代表取締役 江坂 道明	愛知県瀬戸 市水南町993 番地	平成 30年 8月 7日

3	—	—	—	(有)アプコ	代表取締役 川口 廣勝	三重県桑名 市長島町又 木38番地	平成 31年 2月 23日
4	—	—	—	(株)シバタ	代表取締役 柴田 裕生	岐阜県羽島 市福寿町浅 平 3丁目12 番地	令和 元年 6月 1日
5	—	—	—	タカダファ ッション(株)	代表取締役 鬼頭 明彦	名古屋市中 区丸の内二 丁目10番23 号	令和 元年 8月 3日
6	—	—	—	エディー・ バウアー・ ジャパン(株)	代表取締役 マティアス ・エンゲル	東京都世田 谷区若林一 丁目18番10 号	令和 元年 9月 12日
7	—	—	—	シンクイノ ベーション (株)	代表取締役 三輪 直之	名古屋市中 区栄一丁目 29番27号	平成 31年 4月 12日
8	—	—	—	(株)キクチメ ガネ	代表取締役 森 信也	愛知県春日 井市高森台 四丁目11番 1号	平成 31年 4月 5日
9	—	—	—	(株) a d a p t r e t a i l i n g	代表取締役 佐藤 卓生	東京都港区 港南三丁目 4番27号	平成 30年 10月 19日
10	—	—	—	(株)池のや	代表取締役 宮島 敏明	岐阜県多治 見市本町 4 丁目17番地	平成 30年 10月 19日
11	—	—	—	(株)ブルーメ イト販売	代表取締役 青木 隆幸	岐阜県岐阜 市柳津町流 通センター 1丁目14番 地 1	平成 30年 10月 19日
12	—	—	—	(株)C a t a l p a	代表取締役 藤井 秀樹	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目14番 6号	平成 31年 2月 23日
13	—	—	—	(株)ネットワ ークオー	代表取締役 折橋 豊	名古屋市中 区大須四丁 目 1番11号	平成 30年 8月 31日
14	—	—	—	(株)リビアス	代表取締役 大西 晶宏	大阪市淀川 区西中島一 丁目11番34 号	平成 30年 8月 31日

15	—	—	—	(株)ノンス レス	代表取締役 坂野 尚子	東京都渋谷 区広尾一丁 目 3番 1号	平成 30年 8月 31日
16	—	—	—	(株)ROQU E	代表取締役 大石 修平	神戸市中央 区北長狭通 三丁目 6番 4号	令和 元年 9月 6日
17	(株)ベイビー ザスターズ シャインブ ライト	代表取締役 磯部 明徳	東京都渋谷 区恵比寿三 丁目31番14 号	—	—	—	令和 元年 7月 15日
18	(株)オング	代表取締役 田中 ジュ ン	東京都渋谷 区宇田川町 4番10号	—	—	—	令和 元年 6月 30日
19	大川 和利	—	愛知県一宮 市北方町北 方字南辰巳 前73番地	—	—	—	平成 30年 7月 25日
20	(株)銀座マギ ー	代表取締役 植松 伸一	東京都大田 区田園調布 一丁目33番 1号	—	—	—	平成 30年 8月 29日
21	(株)イークロ ージック	代表取締役 田畑 利彦	名古屋市中 区平和一丁 目 1番20号	—	—	—	令和 元年 5月 6日
22	(株)ミズワン	代表取締役 水本 晶大	大阪市中 区南本町二 丁目 4番48 号	—	—	—	令和 元年 7月 31日
23	(株)アダスト リア	代表取締役 福田 三千 男	東京都千代 田区丸の内 一丁目 9番 2号	—	—	—	令和 元年 7月 31日
24	(株)カレット	代表取締役 櫻井 直彦	岐阜県関市 肥田瀬1537 番地	—	—	—	平成 31年 3月 31日
25	(株)ジェーン マープル	代表取締役 成田 保裕	東京都渋谷 区富ヶ谷一 丁目13番 9 号	—	—	—	平成 31年 3月 10日

3 変更の日

(1) 設置者については、令和元年 6月21日

(2) 小売業者については、上記2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1の小売業者については、代表者変更のため
- (3) No. 2からNo.16までの小売業者については、入店のため
- (4) No.17からNo.25までの小売業者については、退店のため

5 届出の日

令和元年10月25日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年11月13日から令和 2年 3月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 3月13日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年11月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J Rセントラルタワーズ・J Rゲートタワー・J Pタワー名古屋
名古屋市中村区名駅一丁目1015番 1 ほか36筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)ナチュラル・メイ	代表取締役 神谷 有紀	名古屋市守山区永森町202番地	—	—	—	令和元年7月15日
2	—	—	—	ラスアンテルナショナル(株)	代表取締役 松村 憲一	名古屋市中村区千成通1丁目27番地	令和元年8月11日
3	東海キヨスク(株)	代表取締役 田中 君明	名古屋市中村区名駅三丁目22番 8号	変更なし	代表取締役 河原崎 宏之	変更なし	令和元年6月27日
4	(株)トレセンテ	代表取締役 濱中 眞紀夫	東京都中央区新川二丁目15番11号	変更なし	代表取締役 三好 秀樹	変更なし	令和元年6月1日

5	(株)ザ・クロックハウス	代表取締役 大野 禄太郎	東京都中央区 京橋一丁目11番 2号	変更なし	変更なし	東京都中央区 築地四丁目 1番 1号	令和元年 8月14日
---	--------------	-----------------	-----------------------	------	------	-----------------------	---------------

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1の小売業者については、退店のため
- (2) No. 2の小売業者については、入店のため
- (3) No. 3及びNo. 4の小売業者については、代表者変更のため
- (4) No. 5の小売業者については、住所変更のため

5 届出の日

令和元年10月16日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年11月13日から令和 2年 3月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 3月13日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和元年11月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 対象区域

名古屋市名東区つつじが丘201番、301番及び302番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和元年11月15日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和元年11月20日（水）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第82号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第83号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第84号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第85号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第86号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第87号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

第88号議案 遊休農地の認定について

名古屋市農業委員会事務局農政課